

- 介護技術講習会の実施主体については、同講習会が介護福祉士の資格を取得するための資格取得前の講習であることを踏まえ、介護福祉士養成を担っている指定養成施設の設置者とする。
- 指定養成施設から成る団体は、介護技術講習会の指導者に対する講習の実施、介護技術講習会に関する普及啓発・情報提供、会員校への参加要請、指定養成施設の設置者の依頼に応じた介護技術講習会に関する事務の一部の受託など、全面的に指定養成施設の設置者を支援することにより、介護技術講習会の円滑な実施の役割を担うものとする。
- 職能団体についても、介護技術講習会の指導者に対する講習の実施や、指定養成施設の設置者の依頼に応じた介護技術講習会に関する事務の一部の受託により、介護技術講習会の円滑な実施に協力するものとする。
- 介護技術講習会制度の施行については、平成17年4月を目指とし、遅くとも平成17年度中とする。

(資格取得方法)

- 介護福祉士の資格取得方法については、資格の取得方法の見直しに関する環境整備の状況等を踏まえ、指定養成施設の卒業者が受験資格を取得する方法に統一することを検討する。

(2) 介護福祉士の資格取得後の在り方

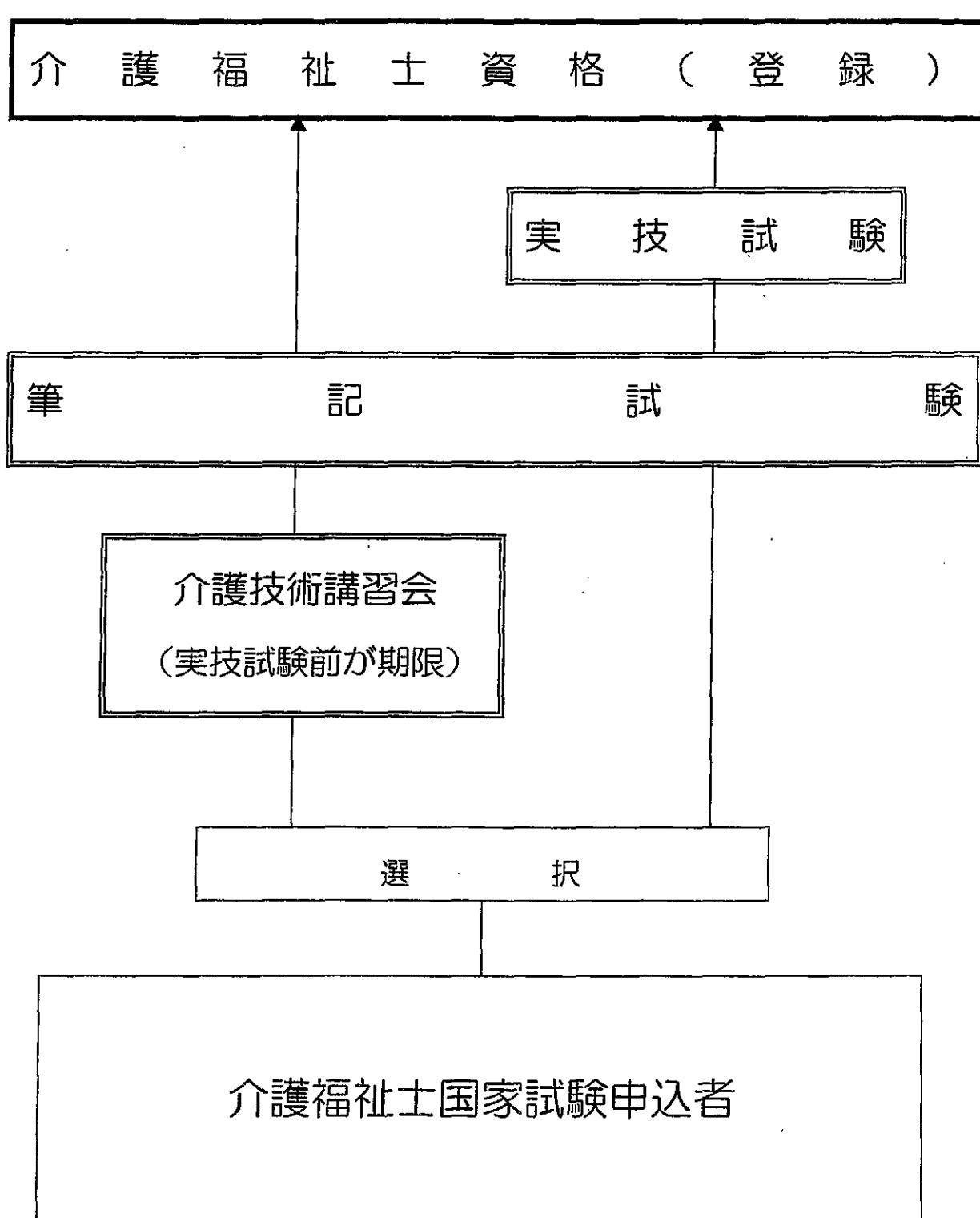
- 職能団体は、資格取得後の継続研修について、経験等に応じた研修体系の構築に取り組む。

- 資格取得後の研修が職能団体の役割であることを踏まえ、職能団体が団体認定資格を創設する場合には、指定養成施設から成る団体はこれに協力するものとする。
- 介護保険制度等において、例えば訪問介護員や施設の介護職員については介護福祉士を基本とするなど、介護福祉士の位置づけを明確化する。

5. おわりに

○ 厚生労働省及び関係者においては、本提言を踏まえ、
施策の具体化を図るべきである。

介護福祉士試験の実施方法（案）



介護技術講習会の概要（案）

1 目的

介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護技術に関する講習会（以下、「介護技術講習会」という。）を修了した者には実技試験を免除する制度を導入することにより、介護福祉士試験の受験者の資質の向上及び介護福祉士実技試験の適正実施に資することを目的とする。

2 受講対象者

介護福祉士国家試験を受験しようとする者で実技試験の免除を希望する者

3 講習に関する事項

（1）科目及び時間数

講習の科目及び時間数は、別紙1に定めるもの以上であること。

（2）講師の種別

講師の種別は、主任指導者及び指導者とする。

（3）講師の要件

下記の要件を満たす者であって、別紙2の講習を受講した者とする。

①主任指導者

ア 指定養成施設等において専門科目を5年以上教授（指導）した経験を有する者

イ 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後、10年以上実務に従事した経験を有する者

ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められる者

②指導者

高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師として、原則として、5年以上の実務に従事した経験を有する者

（4）講師の数

必要な講師の数は、受講者40人に対して主任指導者1人以上、受講者8人に対して指導者1人以上であること。

介護技術講習会のカリキュラム(案)

1 介護技術

項目	目標	講習内容	時間
介護過程の展開	事例に基づき介護過程等の講義及び演習を行い、原則を確認する。	①介護における目標等の講義 ②事例に基づく介護過程に関する講義 ③事例検討	6
コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法の原則を確認する。	①コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	2.5
移動の介助等	移動及び安全・安寧の介助の原則を確認する。	①社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 ②安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
排泄の介助	排泄の介助の原則を確認する。	①排泄の介助に関する講義及び演習	4
衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助の原則を確認する。	①衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	3
食事の介助	食事の介助の原則を確認する。	①食事の介助に関する講義及び演習	3
入浴の介助等	入浴・身体の清潔の介助の原則を確認する。	①入浴の介助に関する講義及び演習 ②身体の清潔の介助に関する講義及び演習	4
合計			28.5

2 修了認定

項目	目標	内容	時間
総合評価	介護技術の総合評価を行う。	①事例を通して、介護技術の総合評価を実施	3.5
合計			3.5

(総計 32時間)

※(土・日の2日)×2Wで1クールのイメージ(具体的な実施方法は実施主体の判断による。)

※介護技術及び修了認定の開始にあたり、オリエンテーションを各30分程度実施すること。

介護技術講習会の講師（主任指導者及び指導者）に対する 養成講習会のカリキュラム（案）

1 介護技術

項目	目標	講習内容	時間
介護過程の展開	事例に基づき介護過程等の講義及び演習を行い、原則を確認する。	①介護における目標等の講義 ②事例に基づく介護過程に関する講義 ③事例検討	3
コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法の原則を確認する。	①コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	1
移動の介助等	移動及び安全・安寧の介助の原則を確認する。	①社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 ②安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	2
排泄の介助	排泄の介助の原則を確認する。	①排泄の介助に関する講義及び演習	1.5
衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助の原則を確認する。	①衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	1.5
食事の介助	食事の介助の原則を確認する。	①食事の介助に関する講義及び演習	1.5
入浴の介助等	入浴・身体の清潔の介助の原則を確認する。	①入浴の介助に関する講義及び演習 ②身体の清潔の介助に関する講義及び演習	1.5
合計			12

2 修了認定

項目	目標	内容	時間
総合評価	介護技術の総合評価を行う。	①事例を通して、介護技術の総合評価を実施	2
合計			2

(総計 14時間)

※土・日の2日のイメージ（具体的な実施方法は実施主体の判断による。）

※介護技術及び修了認定の開始にあたり、オリエンテーションを含めて実施すること。

検討会開催経過

- 第1回（平成15年6月24日）
 - 検討の背景について
 - 介護技術講習会制度の導入について
 - 作業部会の設置等について
- 第2回（平成15年9月30日）
 - 介護技術講習会制度の導入について
 - 作業部会作業報告について
- 第3回（平成16年1月29日）
 - 介護技術講習会の修正案について
 - 今後の検討会の進め方について
- 第4回（平成16年3月1日）
 - 養成施設の現状と課題について（小林委員）
 - 構造改革特区第4次要望について
- 第5回（平成16年3月30日）
 - 福祉系高校の現状と課題について（福祉科高等学校長会からヒアリング）
 - 介護福祉士試験の現状と課題について（岡部委員）
- 第6回（平成16年4月15日）
 - 介護福祉士試験を受験する実務経験者、介護福祉士の資格取得後の現状と課題について（石橋委員）
- 第7回（平成16年4月28日）
 - 経営者から見た介護福祉士の現状と課題について（高岡委員）
 - 老人保健施設等における介護福祉士の役割の現状と課題について（全国老人保健施設協会からヒアリング）
- 第8回（平成16年5月14日）
 - 介護福祉士の現状と課題について－介護保険との関係を含めて－（中島委員）
 - 論点整理
- 第9回（平成16年5月31日）
 - 報告書案審議、とりまとめ

介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会委員名簿

氏 名	職 名
石橋 真二	社団法人日本介護福祉士会副会長
◎ 江草 安彦	社団法人日本介護福祉士養成施設協会会长
岡部 純子	神奈川県立保健福祉大学顧問
小林 光俊	社団法人日本介護福祉士養成施設協会副会長
佐藤 美穂子	財団法人日本訪問看護振興財団常務理事
佐野 利昭	全国社会保険協会連合会常務理事
高岡 國士	社会福祉法人成光苑理事長
竹中 浩治	財団法人ヒューマンサイエンス振興財団理事長
中島 健一	日本社会事業大学教授
村尾 俊明	財団法人テクノエイド協会常務理事

◎座長

介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書（概要）

現状と課題

（介護福祉士指定養成施設）

- 入学選抜機能の低下、卒業生の質が不統一などの指摘
- より高度な専門性、技術を備えた介護福祉士を養成する観点から教育内容の見直しを行うべきとの指摘がある一方、基礎的教育を行い、専門領域は資格取得後の研修によるべきとの指摘

（実務経験を経て資格を取得した者）

- 概して、業務に直接結びついた介護技術はすぐれている一方、理論的な部分がやや不足している側面

（介護福祉士国家試験）

- 実技試験について、受験者が急増し、試験要員等や統一的な採点精度の確保が困難化。長時間の拘束など受験者や試験要員に相当の負担

（介護福祉士の資格取得後）

- 各種の研修が十分に体系化されていない。
- 資格を採用条件とする社会福祉法人は17%にとどまるなど、資格が十分に活用されているとはいえない。

今後の方向と具体策（提言）

（1）介護福祉士養成の在り方

- 養成課程について、近年の介護をめぐる動向や来年予定されている介護保険制度の見直しを踏まえ、さらなる充実や見直し。
- 国家試験の実技試験について、受験者の申請に応じ介護技術に関する講習会を修了した者には実技試験を免除する制度（介護技術講習会制度）を平成17年度より導入。

- 資格取得方法については、資格の取得方法の見直しに関する環境整備の状況等を踏まえ、指定養成施設の卒業者が受験資格を取得する方法に統一することを検討。

（2）介護福祉士資格取得後の在り方

- 職能団体は、資格取得後の継続研修について、経験等に応じた研修体系の構築に取り組む。
- 介護保険制度等において、例えば訪問介護員や施設の介護職員については介護福祉士を基本とするなど、介護福祉士の位置づけを明確化。